

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の仕様書、図面及び当該契約に係る質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令（地方公共団体の条例等を含む。以下同じ。）を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする一般業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 前項の設計図書に明示されていないものがある場合には発注者及び受注者が協議して定める。ただし、軽微なものについては、発注者の指示に従うものとする。
- 3 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって、契約書に記載する契約期間において、設計図書に従い、それぞれ日々又は指定する日（以下「指定期日」という。）までに納入するものとし、発注者は、納品した部分に係る売買代金を支払う。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この契約に定める催告、請求、通知、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者及び受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者及び受注者の間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、この約款又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、発注者の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 13 受注者が、法人又は組合の代表者名義をもって契約している場合において、その代表者に変更があったときは、速やかにその名義変更に係る登記事項証明書その他のこれを証する書面を添えて、その旨を発注者に届け出なければならない。

(納入方法)

- 第2条 受注者は、物品を納入しようとするときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

(検査)

第3条 発注者は、物品の納入を受けたときは遅滞なくその検査を行わなければならない。

2 検査の結果不良品があるときは、受注者は、当該不良品を直ちに引き取り、発注者の指定する日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。

3 検査に合格したときは、発注者は、物品を受領し、直ちに受領書を受注者に交付するものとする。

4 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質し、消耗し、又は毀損した物品の損失は、受注者の負担とする。

(危険負担)

第4条 前条第3項の受領の前に生じた物品の亡失、毀損は、全て受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第5条 発注者は、納品された物品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、物品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

(賃金又は物価の変動に基づく売買代金の変更)

第5条の2 特別な要因により納入期限まで日本国内において賃金水準、物価水準又は主要な材料の価格に著しい変動を生じ、売買代金が不相当となったときは、発注者又は受注者は、売買代金の変更を請求することができる。

2 予期することのできない特別の事情により、納入期限までに日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、売買代金が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前項の規定にかかわらず、売買代金の変更を請求することができる。

3 前2項の場合において、売買代金の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項又は第2項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(売買代金の支払)

第6条 売買代金の支払は、検査が完了し、発注者が物品を受領した後受注者から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に行うものとする。

(納入遅延に対する遅延料)

第7条 受注者の責めに帰する事由により、納入期限までに、物品を納入しない場合は、受注者は、発注者に対して遅延料を支払うものとする。

2 前項の遅延料の額は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、売買代金に対し、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

(支払遅延に対する遅延利息)

第8条 発注者の責めに帰する事由により第6条の支払期限までに売買代金を受注者に支払わない場合は、発注者は受注者に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額については、前条第2項の規定を準用する。

(発注者の任意解除権)

第9条 発注者は、物品を納入するまでの間は、次条又は第11条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 納入期限までに物品の納入が完了しないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なく、第5条の履行の追完がなされないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 契約代金債権を譲渡したとき。

(2) この契約の物品の納入を履行できないことが明らかであるとき。

(3) 受注者がこの契約の物品の納入の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達することができないとき。

(5) 契約の物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、受注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。

(8) 第13条又は第14条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団若しくは暴力団に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している認められるとき。

カ 下請契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らしながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第12条 第10条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第13条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第14条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（1） 設計図書を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。

（2） 物品の納入の中止期間が契約締結日から納入期限までの期間の10分の5（契約締結日から納入期限までの期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が物品の納入の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の物品の納入が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第15条 第13条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第16条 発注者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

（1） 納入期限までに物品を納入することができないとき。

（2） この物品に契約不適合があるとき。

（3） 第10条又は第11条の規定により、物品の納入後にこの契約が解除されたとき。

（4） 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第10条又は第11条の規定により履行の完了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 履行の完了前に、受託者その債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能になったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項第2号の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額から既履行部分に相当する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）
- 6 第2項の場合（第11条第7号及び第9号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金にあてることができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第17条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第13条又は第14条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第6条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第18条 発注者は納入された物品に関し、引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、委託者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受託者は、その責任を負わない。ただし、

当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）のうちに契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間のうちに請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、物品の納入後の際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 納入された物品の契約不適合が支給材料の性質又は委託者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（費用の負担）

第19条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、受注者の負担とする。

（疑義等の決定）

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者及び受注者が協議して定める。

（その他）

第21条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて、発注者及び受注者が協議して定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。